

事務局 松戸市小根本 57-4

TEL 047-363-0389

FAX 047-365-1370

流山分室 流山商工会議所内1階

TEL 04-7150-1116 (FAX共通)

鎌ヶ谷分室

鎌ヶ谷市道野辺本町 2-2-10

TEL 047-445-4485 (FAX共通)

公益社団法人 松戸青色申告会報

 青色まつど

8月・9月号

<http://www.matsudo-aoiro.or.jp>



平成30年8月25日

第28号

(公社)松戸青色申告会

会長 恩田 忠治

編集: 広報委員会



着任のご挨拶



松戸税務署長 吉田 隆夫

残暑の候、公益社団法人松戸青色申告会の皆様におかれましては、ますますご清栄のことと心からお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動により、王子税務署長から着任した吉田でございます。

前任の糸賀署長同様、ご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

恩田会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営に対し、深いご理解と多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、公益社団法人として会員の皆様方のみならず地域の方に対しまして、税務の知識及び青色申告制度の普及を目的とした活動にご尽力され、さらに、確定申告期における青色コーナーにも従事をいただくなど、多くのご協力をいただいております。

皆様のご熱意とご協力に対し、心から敬意を表しますとともに、この場をお借りいたしまして深く感謝申し上げます。

近年、わが国における経済活動の国際化やICT化は目まぐるしいスピードで進展しており、当然ながら私ども税務行政を取り巻く環境につきましても、各種税法の改正等を含め大きく変化しております。特に平成31年10月から実施される消費税軽減税率制度は、免税事業者を含む多数の事業者の方々にとりまして、取扱商品の管理や、区分経理等の対応・準備が必要となります。

貴会の会員数は、事業・農業・不動産所得のある方を中心に約5,700名と伺っており、複数税率が導入されるこの消費税軽減税率制度は、多くの会員様にとりましても身近で非常に関心が高い制度改正です。

会員の皆様方におかれましては、ご自身の事業等において準備を進めていただくほか、制度の広報などにご理解とご協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

私ども国税当局としましても、多くの納税者の方々に制度の内容を十分ご理解いただき、事前の準備を円滑に進めていただけるよう関係府省庁との連携を図りながら周知・広報等に取り組んでまいります。

結びに当たり、公益社団法人松戸青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして私の挨拶とさせていただきます。

ご紹介



副署長

亀田 敏樹



個人課税一統括官

城本 学



指導担当上席

山本 夏子

平成 30 年分確定申告から適用されます！！

配偶者控除及び配偶者特別控除が変わります

(1) 配偶者控除（配偶者の合計所得金額 38 万以下の場合に適用）

控除対象配偶者または老人控除配偶者を有する居住者については適用する配偶者控除の額を次のとおりとなります。居住者の合計所得金額が、1,000 万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。

	居住者の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超	950 万円超
		950 万円以下	1,000 万円以下
控除対象配偶者	38 万円	26 万円	13 万円
老人控除対象配偶者	48 万円	32 万円	16 万円

(2) 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万超 123 万円以下とされました。

（改正前：38 万円超 76 万円未満）居住者の合計所得金額が、1,000 万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。

		居住者の合計所得金額		
		900 万円以下	900 万円超	950 万円超
			950 万円以下	1,000 万円以下
配偶者の 合計所得金額	38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
	85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
	90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

事務局よりお知らせとお願い

平日の相談会に参加できない会員さん

完全予約制 土曜日午前中開館します！

記帳相談会にお越し下さい！



	【日 程】
9月	8日・15日・22日・29日
10月	13日・20日・27日

松戸青色申告会 松戸事務局 のみ

【相談時間】 午前9時～午前11時30分

電話 047-363-0389

※ 前日までに**必ず予約**をお願いいたします。前日までに予約がない場合は閉館させていただきます。予約をされていない方のご相談は、お断わりさせていただきます。

中間決算相談会のご案内



日頃より会運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

今年もいよいよ残り5ヶ月となりました。当会では「確定申告期のご相談及び送信サポート」については、完全予約制（45分）とさせていただいております。スムーズに確定申告期をむかえていただくように、帳簿と通帳などの数字をきちんと合わせておく必要があります。是非相談会へお越しいただきますようお願いいたします。

なお、**9月3日から10月31日までに『中間決算相談会』にご来会された方、先着400名様に粗品をプレゼント！** また平成30年11月までに決算相談等に、ご来会いただいた方には申告期のご予約を優先してお取りいたします。ぜひ早めにご来会いただき、確定申告のご準備をお願いいたします。

※ 確定申告期（平成31年1月23日～3月15日）のご相談時間は、おひとり様45分までとさせていただきます。

【持ち物】

1. 記帳している帳簿
2. ブルーリターンAや弥生等の会計ソフトを使用の方は、USBメモリーまたは、帳簿を印刷してお持ち下さい。
3. 通帳・請求書・領収書など
4. 平成30年中に事業資産を新たに購入。事業資産を売却、除却のあるかたは金額のわかるもの
5. 平成29年分の青色申告決算書・確定申告書等

さわやか女性部

*女性部では部員を募集しています。

【松戸税務署長講演会】

☆ 6月12日(火)、松戸青色申告会館において、「暮らしに役立つ税の豆知識」と題して講演をして頂きました。系賀署長は、所得税・消費税・贈与税・相続税について簡潔にお話していただき、中でも相続税については、例題にそって税額を計算してみました。関心があるけれどもなかなか聞く機会がない相続税について、解りやすく説明していただき大変好評でした。



系賀署長講演

【ちぎり絵教室】

☆ 7月19日(木)、柏会女性部の方を講師にお迎えし、「ちぎり絵教室」を開催しました。暑い夏にふさわしいひまわりが出来上がりました。



ちぎり絵完成品

分室よりお知らせ



鎌ヶ谷分室

- ☆ 手芸教室 「パッチワークのポーチ」の製作
【開催日】8月27日(月) 9月4日(火)
 - ☆ 鎌ヶ谷地区「配偶者控除研修一泊旅行」
銚子方面「ヒゲタ醤油」工場見学など
【開催日】平成30年9月6日(木)～9月7日(金)
 - ☆ 「グラウンドゴルフ大会開催」
【開催日】9月27日(木)
- ※ 詳しくはチラシをご覧ください。



ごみの分け方・出し方講座

- ☆ 7月5日(木) 鎌ヶ谷の会員の皆様の交流会の一環として、市役所クリーン推進課の方を講師に迎え、「ゴミの分け方・出し方講座」を開催しました。

流山分室



- ☆ 配偶者控除研修旅行
【開催日】9月25日(火)
【行程】流山駅(8:00) = 鋸山ロープウェイ道の駅保田小学校 = ソムリエハウス酒匠の館 = 流山駅(17:00)
- ※ 詳しくはチラシをご覧ください。

青年部休部のご挨拶



皆様におかれましてはご清栄のこととお喜び申し上げます。
この度、当青年部は諸般の事情により、平成30年3月31日をもって休部いたしました。

松戸税務署をはじめ各関係機関の皆様方、当会会員、部員、事務局の皆様方、長きに渡りご支援ご鞭撻をいただきありがとうございました。

今後、青年部再開の機会の折にはご協力宜しくお願い申し上げます。末筆ではございますが、改めて皆様の長年のご厚情に深謝すると共に、皆様の益々のご発展とご健勝をお祈り申し上げます。

元青年部長 笠西 桂一

☆ 配偶者特別控除研修旅行



原田農園 さくらんぼ狩り



草津温泉 ホテル櫻井

6月10日(日)、11日(月)一泊研修旅行を行いました。車中では平成30年分の確定申告から適用される配偶者控除について研修をしました。

1日目は草津の温泉で疲れを癒し、2日目は、やん場ダム建設により、消えてしまう風景を車中より見学し、昼食後原田農園においてさくらんぼ狩りをしました。帰りのバスではビンゴゲームとクイズで頭を使いながら松戸へ帰ってきました。たくさんの方のご参加ありがとうございました。

☆ 新松戸まつりの報告

7月14日(土) 新松戸まつり

松戸青色申告会のPR活動と税金クイズを行いました。老若男女、多くの方に参加していただき、「そうだったのか!」と、感嘆の声もあがり、税金について興味をもっていただく良い機会になりました。



新松戸まつりにて

☆ ホームページにお店の紹介、青色まつどに広告を掲載していただける事業主さんを募集しています。詳しくは、事務局までお問い合わせください。

平成30年度 後期会費 口座振替のお知らせ

振替日 10月9日(火) 金額 9,000円

(平成30年10月~平成31年3月分)

※「青色共済」にご加入の方は、共済掛金も振替になります。

預貯金口座の残高をご確認ください! ご協力をお願いします!

**2019年10からはじまる消費税の軽減税率制度は
すべての事業者に影響があります！！**

Q

消費税の軽減税率制度への対応が必要なのは基本的に飲食料品や新聞を取り扱う事業者だけですか？

?



A

いいえ、これらを取り扱わない事業者も贈答用の食品、会議や接客時の茶菓子の購入などは、軽減税率の対象となり、納税額の計算に影響します。



※ 当会では、9月21日（金）消費税の研修会を行います。まだ先のこととは思わずに今から準備をしておきましょう。詳しくはチラシをご覧ください。



◇ クラウド会計ソフトをお使いの皆様へ

クラウド会計ソフトをお使いの会員様、記帳の確認は行いますが、入力の仕方についてのサポートはできません。ご本人でソフト会社へ連絡して入力の仕方のサポートを受けてくださいますようお願いいたします。



中小企業のための
自動車共済

事故処理体制が充実！
しっかりガードして企業の明日を守る。

関東自動車共済協同組合千葉県支部

〒260-0015

千葉市中央区富士見2-22-2

千葉中央駅前ビル6階

電話 043-224-5222



《ペットの葬儀と供養・慰霊は》



(有)松戸ペット霊園

松戸市立病院より車で約1分

マミーマートの裏です

〒270-0025

松戸市中和倉45

電話 047-341-1294

